



NTP レンタルボートクラブ会則

2026 年 4 月 1 日 改訂

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本クラブは、「NTP レンタルクラブ」(以下「当クラブ」とします。)と称します。

(目的)

第 2 条 当クラブは、会員が NTP 名古屋トヨベツト(株)マリン事業・営業部(以下「会社」とします。)の管理するボートを利用することにより、会員がマリンレジャーを享受し、もってマリンレジャーの普及、発展に寄与することを目的としています。

(運営)

第 3 条 当クラブは会社が管理運営します。

第 2 章 会員の資格

(会員資格条件)

第 4 条 会員は、満 18 才以上でかつ 2 級以上の小型船舶操縦士の免許を保有している個人の方とします。但し、法人の場合は一名の記名式にて入会を可とする。

(入会手続き)

第 5 条 レンタルクラブに入会を希望する個人は、入会にかかる所定の費用を入金し、会社に対し、船舶免許証の写しその他の会社の指定する書面を添付して、所定の入会申込書を提出し、入会の申込みをするものとします。

2 会員資格は、会社が前項の申込みを承諾し、かつ会員証を発行した日に取得し、その日をもって当クラブに入会するものとします。

(入会金の不返還等)

第 6 条 会社は前項第 2 項の承諾をした時点で、入会申込金を入会金に充当するものとします。

2 会社は理由のいかんを問わず、充当された入会金を返還しません。

(除名等)

第 7 条 会社は会員が次の各号の一にでも該当した場合、会員資格を一時停止または除名することができます。

(1) 利用料金等の支払いを滞納し、催告にも応じない場合。

(2) 当クラブの運営を故意に妨害した場合。

(3) この会則、その他会社の定める規則に違反した場合。

(4) 当クラブの名誉、信用を傷つけ、また秩序を乱した場合。

(5) 第 4 条に定める会員としての資格条件を欠いていることが判明した場合。

(会員たる地位の譲渡禁止)

第 8 条 会員たる地位は、譲渡することができません。また法人加入においても記名者の変更はできません。

第 3 章 会員の権利、義務

(会員証)

第 9 条 会社は会員に対し、会員証を交付します。

2 会員以外の方は、会員証を使用できません。

(ボートの利用)

第 10 条 会員は、会社に対するボートの利用申込みに対しその承諾が得られたときは、その営業時間中、この会則に従い、ボートを利用することができます。ただし、申込みをした時点で既にボートが予約されているとき、または管理・運営上ボートの点検・補修・改造等が必要なとき、その他会社が別に定めるときは、この限りではありません。

2 会員は、ボートの利用に際しては、必ず会員証およびボートを操縦することができる船舶免許証を携帯し、それらを会社の係員に提示しなければなりません。

3 会員は、ボートの利用に際しては、会社の係員のボート操縦方法等の使用説明を聞き、その指示に従うものとします。

4 会員はボートを利用したときは、会社の定める利用料を支払うものとします。

5 会員は、予約をキャンセルしたときは、会社の定めるキャンセル料を支払うものとします。

6 前各項の他、会社は会員のボートの利用に関する事項につき別途定めるものとし、会員はその定めに従うものとします。

第 4 章 その他

(ビジター)

第 11 条 会員は、会員以外の方(以下「ビジター」とします。)を同伴し、ボートに同乗させることができるものとします。

2 会員が同伴したビジターのボートの利用については、この会則を適用します。

3 会員は、同伴したビジターのマリーナ内およびボート内での行為等について、そのビジターと連帯して責任を負うものとします。

(事故の責任)

第 12 条 会社は会員のボートの利用に際し生じた事故により会員が被った損害については、第 3 項の保険金により補償される範囲を除き、一切その責任を負いません。ただし会社は故意または明らかに過失があったときは、この限りではありません。

2 会員は、ボートの利用に際し、その責に帰すべき事由により、会社、または第三者に対して損害を与えたときは、第 3 項の保険金により補償される範囲を除き、その賠償の責を負うものとします。

3 前二項の損害を填補するため、会社はボートの利用に際し、会社の指定する艇体保険、賠償責任保険、搭乗者傷害保険および搜索救助費用保険に加入します。なお、免責額その他の保険金により填補されない損害については、会員の負担とします。

(利用制限)

第 13 条 会社は、会員からの予約申込みを承諾したといえども、悪天候、故障その他の理由によりボートの利用が不可能であるときは、会社の判断によりボートの利用を制限することができます。

2 会社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、その他のやむを得ない事由があるときは、ボートの利用を制限することができます。

(営業的利用の禁止)

第 14 条 会員は、ボート賃貸業、遊覧船事業その他自己の営業の一環としてボートを利用してはなりません。

(会則等の改定)

第 15 条 会社は、この会則を変更することができ、その効力は、すべての会員に及ぶものとします。

附則 (2008 年度 会則)

1 本会則は、2008 年 4 月 1 日より発効するものとします。